

○九年度税制改正の焦点

金融所得 一体課税の進め方

「事実上の源泉分離課税」基本に
損益通算の範囲拡大を

中央大学法科大学院教授
ジャパン・タックス・インスティチュート所長

森信 茂樹



昨年末に決定した○九年度与党税制改正大綱は軽減税率の三年間延長や少額投資非課税制度導入を盛り込んだほか、金融所得一体課税開始のタイミングを示した。一体課税推進には、申告分離課税を原則とするものの、特定口座で扱うものは源泉徴収と申告不要の組合せによる事実上の源泉分離課税とするという基本的な考え方を確立すべきだ。また、預貯金や公社債の扱いや特定口座の活用など解決すべき課題は多く残されている。

二〇一二年を 一体課税開始の時に

○八年一二月の○九年度与党税制改正大綱は、金融所得一体課税について次のように決定した。

- (1) 上場株式等の配当および譲渡益について、現行の7%（住民税と合わせて10%）軽減税率を二〇一一年末まで三年間延長する。
- (2) 少額投資のための簡素な優遇措置（日本版ISA）を、前記の

軽減税率が廃止され本則の二〇%に戻る一二年から導入することとし、一〇年度税制改正において内容を決定する。

○年一二月末日までの二年間は五〇〇万円以下の譲渡益および一〇〇万円以下の配当について軽減税率10%を適用する、といふ一昨年末の決定が廃止された。軽減税率適用の上限が設けられたことによる確定申告の可能性もなくなり、利便性の低下は避けられた。もともと、このためには税制改正法案の成立が必要なことはいうまでもない。

この結果、上場株式等の配当の配当等と譲渡損失の通算を認

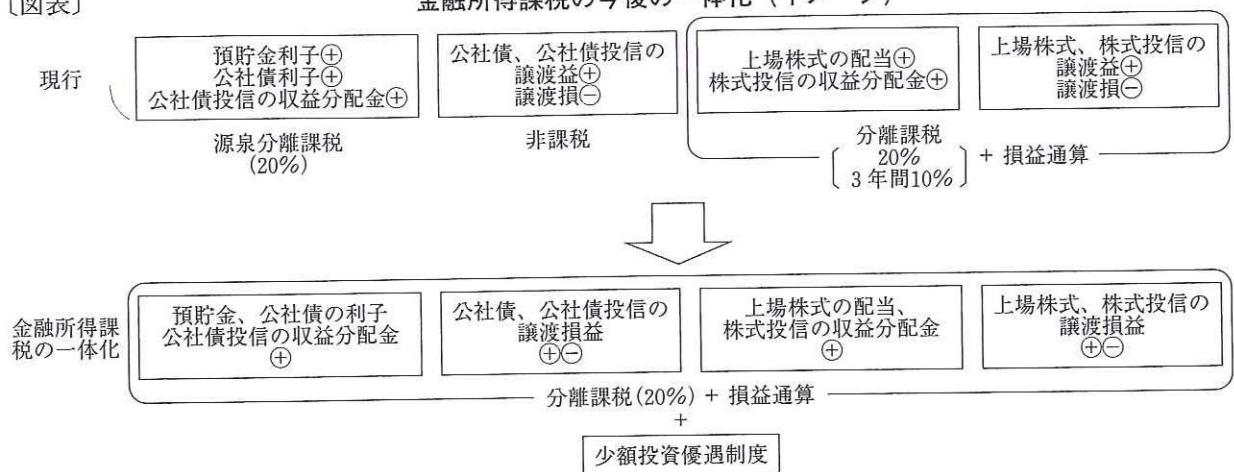
め、一〇年から特定口座での損益通算を認めるという○七年一二月の決定はそのままなので、○九年から配当と株式・株式投資の譲渡損益が一体課税されることになる（図表）。そして一二年からは配当・譲渡益等についての優遇税率（10%）が廃止され本則税率にそろうので、本格的な金融所得一体課税が始まることで、

タミングととらえることができよう。

金融所得一体課税について、わが国において「貯蓄から投資へ」という政策優遇税制としての色彩が濃いが、世界的にみると、利子・配当・株式譲渡益を他の所得から分離して比較的低税率で課税するという税制は、資本に対する課税の効率化を通じ高齢化社会において貴重な国内貯蓄を経済活性化につなげるための国際標準となつており、わが国でも、一体化に向けてスピードを速める必要がある。以下、金融所得一体課税の具体的な進め方など残された課題を論じてみた。

「金融所得」の概念の確立を

〔図表〕



(出所) 財務省作成資料から。

これまでの金融所得一
体課税はパッチワーカ的
に進められてきたが、今
後は統一的な哲学の下で
進めていく必要がある。
その際の考え方は、「申
告分離課税を原則とす
る。ただし特定口座で扱
うものは、源泉徴収と申
告不要の組合せによる事
実上の源泉分離課税とす
る」という考え方によ
り、一体化の金融所得・
金融商品を広げていくこ
とである。

次に、「金融所得と経
費・損失」の概念を整備
することである。金融所
得一体課税とは、金融所
得を他の所得と分離し
て、そのなかで損益通算
を行いながら同一の税率
で課税することであるか
ら、金融商品から生じる
収益から損失や必要経費
を控除して課税標準たる
「金融所得」を確定させ
る必要がある。

本来、わが国所得税に
規定された所得の一〇分
類を抜本的に見直し、「金融所
得」という概念をつくることが
望ましいが、手間と時間を考
え、老後の生活設計として個人
資産の運用という投資行為も行
うわけで、そのような新たな状
況の下で、将来の所得稼得行為
である投資に伴う経費・損失の
概念を広げる方向で見直す必要
がある。

次に、「金融所得と経
費・損失」の概念を整備
することである。金融所
得一体課税とは、金融所
得を他の所得と分離し
て、そのなかで損益通算
を行いながら同一の税率
で課税することであるか
ら、金融商品から生じる
収益から損失や必要経費
を控除して課税標準たる
「金融所得」を確定させ
る必要がある。

ただし、金融所得が低率の比
例税率であることや、租税回避
防止措置の観点から、一定の範
囲に法令で限定する必要があ
る。また、特定口座で管理して
いる場合には、金融機関で把握
できるものには経費性を認め、
それ以外は個別申告により判断

これまでの金融所得一
体課税はパッチワーカ的
に進められてきたが、今
後は統一的な哲学の下で
進めていく必要がある。
その際の考え方は、「申
告分離課税を原則とす
る。ただし特定口座で扱
うものは、源泉徴収と申
告不要の組合せによる事
実上の源泉分離課税とす
る」という考え方によ
り、一体化の金融所得・
金融商品を広げていくこ
とである。

次に、「金融所得と経
費・損失」の概念を整備
することである。金融所
得一体課税とは、金融所
得を他の所得と分離し
て、そのなかで損益通算
を行いながら同一の税率
で課税することであるか
ら、金融商品から生じる
収益から損失や必要経費
を控除して課税標準たる
「金融所得」を確定させ
る必要がある。

ただし、金融所得が低率の比
例税率であることや、租税回避
防止措置の観点から、一定の範
囲に法令で限定する必要があ
る。また、特定口座で管理して
いる場合には、金融機関で把握
できるものには経費性を認め、
それ以外は個別申告により判断

■09年度税制改正の焦点■

するという方法も考えられる。金融所得に対する税率は、将来的には引下げの方向で見直すものの、当面は一律二〇%を原則とすることが望ましい。

預貯金と公社債も

一体課税に包含

今後残された金融商品には預貯金、公社債、投資信託、外貨建金融商品等がある。これらの課税方式を申告分離課税に変更し、公社債の課税方法を株式並み課税に変更する必要がある。

預貯金利子の一体課税を行うには、定期性預金や大口預金などに限定せず、普通預金も含めるほうが望ましい。含めない場合の顧客への説明の混乱、将来に含まれるなら同時決定のほうがシステムや業務対応のコストが小さいこと等を勘案したことであるが、そのためには口座数も多く支払調書の問題が生じるので、導入に向けたスケジュールを策定する必要がある。

一体課税化後には、現行の一律源泉分離課税は源泉徴収と申告分離課税の組合せとなり、特定口座のものは申告不要とな

る。また、現行税制で認められない経費・損失として、個別対応性があり、かつ金融機関側で把握できるもの、たとえば中途解約手数料などを金融所得から控除できることとすべきだろ

う。

現在、普通預貯金は一律分離課税のもと税務当局への支払調書の提出を要しないが、一体課税後には、他の金融所得と同様に支払調書を発行する原則に変更せざるをえず、休眠口座など実質的に使用されていない多数の口座の取扱いが問題となる。

休眠口座について保有者の所在

に限定せず、普通預金も含むほんが望ましい。含めない場合の顧客への説明の混乱、将来に含まれるなら同時決定のほうがシステムや業務対応のコストが小さいこと等を勘案したことであるが、そのためには口座数も多く支払調書の問題が生じるので、導入に向けたスケジ

ュールを策定する必要がある。

一体課税化後には、現行の一
律源泉分離課税は源泉徴収と申
告分離課税の組合せとなり、特
定口座のものは申告不要とな

では非課税となつてある譲渡所得を課税対象とし、申告分離に応じて、かつ金融機関側で把握できるもの、たとえば中途解約手数料などを金融所得から控除できることとすべきだ

う。

現在、普通預貯金は一律分離課税のもと税務当局への支払調書の提出を要しないが、一体課税後には、他の金融所得と同様に支払調書を発行する原則に変更せざるをえず、休眠口座など実質的に使用されていない多数の口座の取扱いが問題となる。

休眠口座について保有者の所在

に限定せず、普通預金も含むほんが望ましい。含めない場合の顧客への説明の混乱、将来に含まれるなら同時決定のほうがシステムや業務対応のコストが小さいこと等を勘案したことであるが、そのためには口座数も多く支払調書の問題が生じるので、導入に向けたスケジ

ュールを策定する必要がある。

一体課税化後には、現行の一
律源泉分離課税は源泉徴収と申
告分離課税の組合せとなり、特
定口座のものは申告不要とな

に、一体課税化の対象金融商品と性格が類似する商品についても、金融商品取引法や金融商品の販売等に関する法律など既存の法律が対象としている金融商品についても、為替変動部分も含む所得に対して申告分離で課税を行う。これにより、他の金融商品並みの簡素な課税となり、これまで適切な課税のむずかしかった為替差益を含む所得に対しても、より適切に課税を行なうことができるようになる。また、損失の出る時代の税制としてもふさわしいものになる。

これら金融商品の一体課税化は、商品ごとに目標年次を確定するには長期間かかると想定されるが、その口座からの利子は源泉徴収されているため申告漏れは生じないので、当面の間、支払調書の発行を要しない」という例外を認める形で一体課税を適用してはどうか。

利子も含め

特定口座で申告不要に

金融所得一体化を進めるには、個人投資家のインフラとして定着し、納税者と税務当局双方における簡素性と正確性に優れた特定口座（源泉徴収口座）を活用していくことが重要だ。

逆にいえば、複雑なコンピュータシステムで構築されている特定口座の活用のために、システムへの負荷を最小限にする簡素化の決定を行なうべきである。

その際、証券会社の扱う預金競合商品である、MRF・MMF、公社債についても対象とする必要がある。さらに、金融派生商品（デリバティブ）のよう

とりわけ問題なのが、金融所得間の損益通算に制限を設けるかという点だ。利子所得を一體課税化（損益通算可能）する際には、譲渡損失実現のタイミングを納税者が任意に選べることや、譲渡所得と経常所得（利子）との相違から、損益通算の範囲に制限を設けることが政府税制調査会で検討されている。

しかし、損益通算制限を設けた場合、金融機関側では他の金融機関の口座情報を把握することはできず（番号の問題は後述）、納税者側で年間の損益通算額の管理と確定申告が必要になる。納税者、税務当局の双方にとって簡素性や正確性に優れた特定口座が普及し申告不要が定着しているなかで、特定口座を保有する個人にあらためて申告を求めることは、投資家・金融機関のコンプライアンスコストや税務執行コストを高め、利便性を大きく損なうことになる。

総合課税の対象となる勤労所得等との損益通算を遮断することにより、基本的な租税回避に対処できるので、金融所得間の通算については制限を設けない

（租税回避防止という観点からの制限は別）という制度設計にすべきだと考える。

社会保障カードを名寄せに活用

納税者番号制度についてどう考えるか。投資行動の多様化の下では、真正な本人確認のための番号制度の必要性はますます大きくなる。国境を越える金融取引や電子マネー等の拡大は、金融所得への適正な課税の困難性を拡大させて、番号制度の導入が現実的な課題になる。現に冒頭の与党大綱は非課税口座の適正な管理には番号が必要として、一〇年度税制改正で法制上の措置を講ずるとしている。

番号の導入が一体課税の適正化に役立つことは間違いない。

ただ留意すべきは、「金融所得一体課税を進めていくうえでは、源泉徴収口座（源泉徴収制度）の活用と資料情報制度の拡充により適正な課税への対応は十分可能。納税者の番号制度の導入と金融所得課税の一体化とは切り離して考える

必要がある」ということだ。私は別途の観点から、納税者番号の導入論者であるが、導入には時間がかかる。両者を連動させると、「プライバシー等国民の反対が根強く納税者番号制度が導入されないから、金融所得一体課税を進めることができない」という本末転倒の事態や見解を招くおそれがある。つまり、金融所得へ的一体化に必要な番号と納税者番号とは区別して議論する必要があるということだ。

では、限度額を設定された非課税口座の管理や、預金一体課税化後の、銀行と証券会社口座間での損益通算の適正な課税はどう担保していくのか。特定口座において損益通算が可能なものは自社内の取引に限られるため、複数の金融機関に口座を保有し、口座間で損益通算を行う場合の限度管理や適正な損益通算を行うにはきちんとした環境を構築する必要がある。私は、導入に向けて議論が進んでいる

社会保障カードのアイデアである。

一二年からの導入が決定した非課税口座については、配当・株式譲渡益という証券会社のスキームだけではなく、銀行利子等を含む金融所得へ的一体課税をふまえた金融所得非課税口座とすべきであり、銀行関係者による世論等への働きかけが必要だ。

あわせて、社会保障カードの議論とかみ合わせた簡素で効果的なシステムづくりを目指す必要がある。この点、私が座長を務める「金融税制研究会」でアイディアを披露しているので、参考照してほしい (<http://www.japantax.jp>)。

もりのぶ しげき

法学博士。73年京都大学卒、同年大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京税関長、財務総合政策研究所所長などを歴任。『抜本的税制改革と消費税』（大蔵財務協会）など著書多数。